

ロングコース(A)及び(B)の参加に当たっての注意事項（ご視察者さま用）（要約版）

この度は、お申込み頂き、誠にありがとうございます。視察にあたっては、「安全第一」及び「核物質防護ならびに放射線防護」のため、以下のお手続きや注意事項等をご確認、ご承諾の上、ご案内をしております。ご理解とご協力を宜しくお願いいたします。なお、原則、取材を目的とした報道関係者の同行はお断りしておりますので予めご了承ください。

1. ご視察にあたっての注意事項等（要約版）

※視察申し込み後に詳細版をお送りしますので、視察される方は全員必ず、ご一読をお願いいたします。

項目	内容
(1) 新型コロナウイルス感染対策	新型コロナウイルスに感染している方や体調不良（発熱・咳・倦怠感等）の方はご視察頂けません。
(2) 本人確認について	立ち入りにあたり、ご本人確認を行います。そのため、事前手続き、視察日に身分証明書（原本）が必要となります。お忘れになると視察できませんので、予めご了承ください。本人確認で認められている身分証明書は下記の6種類のみとなります。いずれも所持していない場合は、事前にご連絡ください。 ＜身分証明書＞ ※有効期限切れの証明書は認められません。 ① 運転免許証 ② 運転経歴証明書（発行日から10回目の誕生日までのものに限りです） ③ パスポート ④ マイナンバーカード（写真 付）（個人番号を非表示でご提出ください） ⑤ 写真付き住民基本台帳カード ⑥ 在留カード（特別永住者証明書を含む）
(3) 手荷物、貴重品の持ち込みについて	福島第一原子力発電所については、手荷物、貴重品（装飾品含む）、カメラ、携帯電話、スマートフォンやスマートウォッチ等※1は、持ち込み出来ません。ご視察時は、ロッカーで施錠管理し厳重に保管させていただきます。※健康上の理由により持ち込みを希望する場合には、事前に相談ください。
● 飲食物・たばこ	食事や喫煙は禁止です。 なお、福島第一原子力発電所は、放射性物質を取り扱っている場所のため内部取り込みの可能性があります。このため、飲み物も持ち込みができませんので、あらかじめご視察前に水分補給をお願いします。食事をされる場合は、お近くの飲食店をご利用ください。
● 持ち込み可能な物品	筆記用具・メモ帳・ICレコーダー（SDカードは除く）・線量計となり、ポケットに入る必要最低限のものとなります。 詳しくは注意事項の詳細版をご確認ください。

●写真撮影	【福島第一原子力発電所】 団体さまのご希望に応じて案内者が携帯するカメラにて撮影いたします。撮影した写真は、後程、代表者さまにお送りいたします。 【中間貯蔵施設】 土壌貯蔵施設など施設の写真撮影は可能です。なお、プライバシー保護の観点から、車窓から見える個人、家屋等についての撮影はご遠慮ください。また、動画撮影や録音も、他の見学者のご迷惑になりますので、ご遠慮ください。 また、見学の様子を、個人を特定できないかたちで環境省やJESCOのホームページ等で紹介させていただく場合があります。
(4) 服装について	服装は、万一肌への放射性物質の付着を極力避けるため、必ず『長袖』『長ズボン』『靴下』を着用ください。靴は、靴底が平らなもの（サンダル、下駄、ヒールのある靴は不可）でお越しください。
(5) 放射線管理等について	ご視察中は、ご視察者さまの安全確保や法令遵守の観点から、案内者の指示に従って行動頂きます。案内者の指示に従って頂けない場合は、中止させて頂くことがございますので、予めご了承ください。なお、福島第一原子力発電所では放射線管理が必要な区域へ立ち入るため、個人線量計の装着をお願いしております。
(6) 災害・トラブル事象等発生の対応について	自然災害、悪天候、発電所・施設内でトラブルが発生した場合は、視察内容の変更や中止、緊急避難等の措置が取られる場合がございますので、予めご了承ください。
(7) 身体的な配慮について	・ 6ヶ月以内に医療機関にてR I 投与等の放射線治療をした方は、事前にご連絡ください。 ・ ご視察の上で配慮が必要な持病、身体的障害をお持ちの方は、支障のない範囲で事前にご連絡ください。（ペースメーカー等） ・ 妊娠中の方は、ご視察をご遠慮頂いております。 ※万一の場合には、可能な範囲で応急処置やサポートをさせていただきますが、廃炉作業の現場であることをご理解の上、最終的にはご自身の責任で対処して頂く必要がございますのでご了承ください。
(8) 未成年者の視察について	福島第一原子力発電所については、未成年者（18歳未満）の視察は、ご遠慮頂いております。但し、特別なご事情により未成年者がご視察を希望される場合は、事前に相談ください。

2. 申請書（ご視察者名簿）作成時の注意事項

（1）中間貯蔵施設

中間貯蔵施設は、帰還困難区域※となっていることから通行証の申請等が必要となります。

実施日 10 日前～1 週間前までに、車両情報及び運転手を含む乗員全員の手続きが必要となります。

申請車両以外はゲートを通過することができません。このため、車両情報の取得は、お早めをお願いします。

なお、ご手配された車両に中間貯蔵施設内を説明する担当者（1～2 名）が同乗させていただきます。

予めご理解の程よろしくお願いします。

※経済産業省ホームページ「帰還困難区域への一時立入り実施基準」

https://www.meti.go.jp/earthquake/nuclear/kinkyu/hinanshiji/2023/231101_zisshikizun.pdf

（２）東京電力福島第一原子力発電所

視察にあたっての注意事項（視察者さま用）の２．申請書（ご視察者名簿）作成時の注意事項をご確認いただき作成をお願いします。

以上